

Y家(久野町)みーちゃん



【種類】MIX(メス10歳)

甘え上手なみーちゃん。たまに見せるツンデレがまたかわいいみーちゃんです。

S家(岡見町)チャイ



【種類】チワワ(メス5歳)

散歩大好きチャイちゃん。いつものおんびり気ままでいて、仕事の疲れを勝手にデトックスさせてもらってます(笑)癒してくれてありがとう♡

ペットの写真募集中!

投稿者氏名、住所、電話番号、ペットの名前(ふりがな)、種類、性別、年齢、30~40字の紹介コメントを記入の上、メールか封書でお送りください。

【宛先】〒300-1292 牛久市中央3-15-1 「環境政策課 わんにゃんこ」係 [E] kankyouto@city.ushiku.ibaraki.jp

※犬は市に登録していること。※封書の場合、写真は返却しません。※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合があります。



問 環境政策課 ☎内線1563

犬を飼い始めたら、市に登録をしましょう!



日本では、狂犬病予防法により、飼い主に自治体へ犬の登録をすることが義務付けられており、法律に違反した飼い主には罰則規定があります。また、自治体に登録していない犬は、民間のペット関連の施設を利用できない場合があります。

飼い主と飼い犬の充実した生活のためにも、犬の登録は必ず行いましょう。

なお、牛久市ではマイクロチップによる犬の登録制度に対応していないため、登録を行う際には、環境政策課窓口までお越しください。

動物との共生協力員(ボランティア)を募集しています

市では【動物との共生協力員】(ボランティア)に登録していただいた方と、飼い主のいない猫の繁殖抑制などの動物愛護に関する活動に取り組んでいます。保護猫の一時預かりボランティアのみのご協力でも大歓迎ですので、この活動にご興味をお持ちの方や、協力してみたいという方は、ぜひ一度、環境政策課までお問い合わせください。

消費生活の窓

詳しくは牛久市消費生活センターへご相談ください

牛久市消費生活センター ☎830-8802

(市役所本庁舎3階 未来創造課内)

《相談日》月~金曜日(午前9時~正午/午後1時~4時) ※祝日除く

貴金属が目的!? 強引な訪問による 買い取り業者に注意



【相談事例】

「どんなものでも買い取ります」と女性から電話があり、履いていない靴があったので訪問の買い取りを承諾した。訪問してきたのは男性で、突然「貴金属があるだろう」と言われ怖くなってアクセサリ数点を渡し、契約書に署名をしてしまった。売るつもりもなかったし、相場より格段に安い価格で買い取られてしまった。(70歳代女性)

【アドバイス】

- ◆ 買い取り業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が寄せられています。
- ◆ 右記の相談はクーリングオフ対象になるため返品、返金を求められますが、「返品されたが数点足りない」「契約書の連絡先に連絡がつかない」等のトラブルが生じており、解決困難な場合があります。
- ◆ 訪問買い取りを依頼する際は、業者の住所や連絡先、売却する物品の対象を確認し、承諾していない貴金属などの売却を迫られたらきっぱり断る!
- ◆ 電話での承諾なく突然の訪問買い取りは違法行為、絶対に家に入れない!